

■ 四日市市子ども医療費助成事業（81240020）の現物給付に係る助成内容の一部変更について【令和2年9月診療等分から令和3年8月診療等分まで】

- 1 対象年齢を拡大し所得制限なしに変更
 - ・6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者
 - ⇒ 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者
 - ・所得制限あり（生活保護受給者は対象外）
 - ⇒ 所得制限なし（生活保護受給者は対象外）
- 2 自己負担（入院・入院外）なし ⇒ 変更なし
- 3 食事療養費は対象外 ⇒ 変更なし
- 4 対象医療機関等の変更
 - ・6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者は変更なし（県内の医療機関等）
 - ・小学生及び中学生（15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）のみ対象医療機関等を限定（四日市市及び三重郡の医療機関等）
- 5 変更年月
 - ・令和2年9月診療等分から

■ 四日市市子ども医療費助成事業（81240020）の現物給付に係る助成内容の一部変更について【令和3年9月診療等分から】

- 1 対象医療機関等の変更
 - ・6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者は変更なし（県内の医療機関等）
 - ・小学生及び中学生15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者医療機関等を限定（四日市市及び三重郡の医療機関等）
 - ⇒ 県内の医療機関等
- 2 変更年月
 - ・令和3年9月診療等分から